

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
001	令和3年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託(令和3年度分)	10,955,120	消防局総務部人事課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
002	令和3年04月01日	(単価契約)定期健康診断(雇入時健康診断を含む。)の委託について	予定総額 29,837,931	消防局総務部人事課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
003	令和3年06月14日	回転翼航空機(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備	39,149,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
004	令和3年07月21日	回転翼航空機(JA911A:ひえい)整備用交換部品(電波高度計受信機)の購入	6,380,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
005	令和3年07月30日	回転翼航空機(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備(追加整備)	7,359,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
006	令和3年09月01日	回転翼航空機(JA911A:ひえい)耐空証明検査前整備	(当初)78,540,000 (変更後)77,838,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
007	令和3年09月01日	緊急通報システム装置更新整備業務委託	8,651,500	消防局予防部市民安全課	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
008	令和3年04月01日	消防業務システム保守業務委託(令和3年度)	23,076,053	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
009	令和3年04月01日	寺町消防出張所移転に伴う消防指令システム機器移設等業務委託	8,580,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
010	令和3年04月01日	消防指令システム保守業務委託(令和3年度)	88,110,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	無
011	令和3年04月01日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託(令和3年度)	46,197,140	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	無
012	令和3年04月01日	多重無線回線ネットワーク保守業務委託(令和3年度)	33,035,750	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	無
013	令和3年04月01日	消防車両車載端末装置保守業務委託	18,312,800	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
014	令和3年07月12日	令和3年度消防指令システム中間更新事業業務委託	361,438,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無	無
015	令和3年07月08日	救急救命士養成事業の委託	18,500,900	消防局消防学校技術指導課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
016	令和3年04月09日	大型はしご自動車の分解点検(山科第2消防隊 京都800は1170)	29,303,670	消防局消防学校支援課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無
017	令和3年07月30日	大型はしご自動車の分解点検(醍醐第2消防隊 京都800は1494)	31,772,180	消防局消防学校支援課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防局人事給与システム保守管理委託（令和3年度分）
- 2 担当所属名
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,955,120円
- 7 契約内容
人事給与パッケージシステム、システム機器及びソフトウェアの保守管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
（単価契約）定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）の委託について

2 担当所属名
消防局総務部人事課

3 契約締結日
令和3年4月1日

4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人京都工場保健会

6 契約金額（税込み）
（予定総額）29,837,931円

7 契約内容
労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（1）委託業務の概要と契約の範囲等

消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に各種健康診断等を連携させ、日常の健康管理を始め、消防業務の特性から発生する突発的な健康被害に対応できる体制を構築する。

よって、次の業務を一括して契約し、同一の者が実施することで、各業務によって得られる職場の安全衛生に関する情報を連携させ、当局の安全衛生管理を総合的に推進する。

ア 産業医

次の事項を実施する。

（ア）労働安全衛生規則第14条第1項の規定等に基づく事項

- a 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- b 作業の環境の維持管理に関すること。
- c 作業の管理に関すること。
- d 上記3項のほか、労働者の健康管理に関すること。
- e 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- f 衛生教育に関すること。
- g 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

（イ）その他当局安全衛生施策に関する助言及び提言

イ 健康・生活状況調査

問診票の回答と健康診断結果を基に健康・生活状況の分析を行い、職員一人ひとりの健康状況、生活状況に合わせた、適切な健康情報や疾病予防策を個人ごとに提供する。

ウ 各種健康診断等の実施

- (ア) 定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）
- (イ) 特別健康診断（特定化学物質取扱者健康診断，有機溶剤取扱者健康診断等）
- (ウ) 随時健康診断（結核感染検査等）
結核患者を搬送し感染危険が高い職員に対する必要な検査等
- (エ) 汚染等が疑われる血液暴露がある場合に行う血液検査
- (オ) B型肝炎ワクチン接種に伴う血液検査
- (カ) アスベスト等健診
- (キ) その他の消防業務に起因する健康障害防止に必要な検査
- (ク) 医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）
- (ケ) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心理カウンセリング等
- (コ) PTSDその他の心理的ストレスによる心身症対策

(2) 一括契約する理由

ア 健康診断と精密検査等各種健康診断の一括化

健康管理は、それぞれの職業・業務の特性に応じたものでなければならない。また、消防職員の健診は業務の特性から様々な健診に対応できる健診機関でなければならない。

消防職員は、火災現場活動等からアスベストやダイオキシンなどの有害物質の吸引による被害や感染性疾患患者を搬送したことによる感染被害、また悲惨な災害現場で活動することにより起こる心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの心理的被害を受ける可能性があり、日常その危険にさらされている。

こうした災害による健康障害を予防し、また最小限にとどめるためには、アスベスト健診等、随時の必要に応じた健診や心理カウンセリング等を直ちに実施し、その判定に当たってもこれらの健康被害からくる僅かな兆候を見逃さないため、長期にわたる定期健康診断結果と比較して心身の状況が判断されることが重要である。

このため、随時健康診断等は定期健康診断と不可分のものとして一括して同一健診機関に委託し、実施する必要がある。

イ 産業医と健康診断の一括化

産業医がその業務を的確に実施するためには、自らが信頼できる方法によって得られた健康診断結果等でなければ、有効な指導は実施できない。

診断結果を効果的に活用していくためには、深夜業務を有する交替制勤務を主体とする勤務形態その他の消防業務の特殊性を十分に理解した者が健診業務（医師の問診及び健診データの判定等）に当たらなければ、現場活動での有害物質の吸引やストレスから起こる健康被害等が正確に判定できず、的確な健康管理が行えないこととなる。

そのため、消防の業務内容を理解し、十分な指導経験を有する産業医が所属している健診機関に健診業務を委託する必要がある。産業医が検診医に直接指導できる体制が確保されていなければならない。

また、突発的な災害により感染症、PTSD等の発生が考えられる場合、これらについては初期対応が非常に重要で対応が遅れると職員の生命等に関わることから、産業医の指示の下、職員の過去の健診結果等を踏まえた療養計画を作成して検査や治療を実施し、健康障害を最小限にとどめる必要がある。

以上のことから、消防職員の健康管理は、消防業務を熟知した産業医の指示の下、その要求に的確に対応できる健診機関でなければ効果的な健康管理は実施できないことから、産業医と健診機関は一括で委託する必要がある。

(3) 随意契約理由

職員の更なる健康の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイデアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で、かつ効率的な職場の安全衛生管理を推進していくためには、識見やアイデアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特殊性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である競争入札には適さない。

また、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較するプロポーザルや、企画した成果物の良否を比較検討するコンペについては、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、プロポーザルやコンペの方法で選任することもなじまない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医として山田親久及びその補佐として宮川昌也を選任し、健診機関として両名が所属する（一財）京都工場保健会を選定する。

(1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、悲惨な災害現場活動により受ける惨事ストレスの対策が重要となるが、次のとおり、惨事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ山田医師のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、惨事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

ア 惨事ストレスに必要な情報等

惨事ストレスの対応については、カウンセリング等は対象者の勤務実態、健康状況、実際にストレスの原因となる災害現場活動について分析し、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できない。そのため、消防業務をよく理解し、惨事ストレス対策に精通した産業医が医師及び臨床心理士に対し、医学的に有用な情報を整理した上で提供し、カウンセリング等の対策が効果を得られるようにすることが重要となる。

イ 惨事ストレス対策の可能な医師が希少であること

惨事ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について模索を続けているのが実情である。

ウ 選任する医師の能力等

山田医師は25年以上継続して当局産業医に選任しており、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、惨事ストレス対策に必要な情報等を有している。

また、ストレス対策の実績として、これまで、当局において、予防策として職場教育の充実、発生時の対応のためのカウンセリング等の体制の充実を図るよう当局に対する指導を行ってき

ている。

さらに、近年においては、ニュージーランド地震や東日本大震災に出動した隊員に対して、面談等を実施し、積極的に情報収集を図り、カウンセリングを実施する医師及び臨床心理士に対して的確な情報提供を行い、効果を上げている。また、過去にも台湾大地震やアルジェリア大地震等で海外へ派遣された国際緊急援助隊員に、帰国後の健康診断と併せて実施したカウンセリングや火災現場で逃げ遅れた市民の救出活動中に消防隊員が重傷を負った事案で、他の出動隊員に対して実施したPTSD対策において、的確に対応した実績を有している。

エ 他の産業医との比較

当局の健診機関としては、勤務時間中の健診の利便性を図るため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中には、同等の情報を有する者はない。その他の健診機関に属さない医師についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はない。

(2) 健康診断実施機関の選定

健診機関については、消防業務の特殊性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に職員の健康診断に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する（一財）京都工場保健会は次のとおり、健診機関として精度管理等においても選定すべき理由がある。

ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急現場においてアスベストや感染症等、視認できない危険や消防業務の特殊性からくる惨事ストレスを受ける危険に日常的にさらされている。そのため、突発的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するため必要となる過去の健診情報（胸部X線フィルムその他の健診データ）が管理されていることに加え、PTSD対策やその他の心理的ストレスからくる心身症対策が実施できることが条件となるが、（一財）京都工場保健会はこれらの条件を満たし、消防業務の特殊性に応じて身体面及び精神面の双方に迅速な対応ができる健診機関である。

イ 良好な精度管理

（一財）京都工場保健会は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、（一財）京都工場保健会を含む3施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、（一財）京都工場保健会は高い評価を受けている。

ウ 機動性及び職員の利便性

市内各所に多数の職員を抱え、また、勤務体系が三部制で災害出動に備えるため、健診車により各署所への巡回健診（年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上）によって健康診断を実施しているが、一定の期間内にこれを実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、災害出動等のため途中で受診できなかった職員の追加健診のため、市内に診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは（一財）京都工場保健会のみである。

エ 個人情報の管理

機微な情報である職員の健康情報については、取扱いについて細心の注意が求められるが、（一財）京都工場保健会は、健診機関としては全国で初めて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営する「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を認証取得し、ISO27001の認定を受けており、情報管理に関して積極的に取り組んでいる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年6月14日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
39,149,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）整備用交換部品（電波高度計送受信機）の購入
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年7月21日
- 4 履行期間
令和3年8月20日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機整備用交換部品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年7月30日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
7, 359, 000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
（当初）令和3年9月 1日
（変更後）令和3年9月30日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
（当初）78,540,000円
（変更後）77,836,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市が保有する回転翼航空機（JA911A：ひえい）の耐空証明を更新するにあたり、令和3年9月1日に耐空証明検査前整備に係る契約を締結したところ、当該契約履行のために手配していた部品（ローターマスト）に新規で購入予定だったローターマストーハブアタッチメントボルトが付属していることが検品で判明し、金額の変更なしで、同ボルトを付属させることが可能であると契約相手方から連絡があった。
付属のハブアタッチメントボルトにて耐空証明検査前整備は実施可能であるため、購入手配をしている新規のハブアタッチメントボルトについては購入をキャンセルし、契約金額を変更（減額）し、変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急通報システム装置更新整備業務委託
- 2 担当所属名
消防局予防部市民安全課
- 3 契約締結日
令和3年9月1日
- 4 履行期間
令和3年9月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神奈川県川崎市中原区下小田中2-12-5
富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,651,500円
- 7 契約内容
消防指令センターに設置されている緊急通報システム装置を更新するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急通報システム装置は、緊急通報装置からの通報によりIDの取得を行い、ID情報に基づく契約者情報を指令台に送信するものであり、更新に関して既設のシステムと通信を行う必要がある。
緊急通報システム装置を更新するにあたっては、当該システムのプログラム構成等の技術情報について熟知していなければならないため、当該システムを開発した富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社でなければ、更新業務を行うことは不可能である。
このため他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務システム保守業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
23,076,053円
- 7 契約内容
システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検，障害発生時における障害発生要因の調査，システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は，現在運用中の消防業務システムの運用に支障を生じさせず，システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする専門的な知識，技術等が必要である。
従って，障害が生じた際の復旧作業においては，障害がハードウェアに起因するものか，アプリケーションに起因するものか，OSに起因するものか等について，迅速で正確な判断を行ったうえで，有効な対策を行う必要がある。
当該システムは株式会社D T S W E S Tが，本市仕様として開発，製造したものであり，障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる知識及び技術は，当該システムを設計，製作及び施工し，そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知している株式会社D T S W E S Tのみが有しており，他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町消防出張所移転に伴う消防指令システム機器移設等業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年6月7日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
8,580,000円
- 7 契約内容
寺町消防出張所移転に伴い、消防指令システム関連機器の移設等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在、運用中の消防指令システムの著作権及び設定調整に関する技術情報は、同システムを開発及び納入した株式会社日立製作所のみが排他的権利として有しており、一般に公開していないことから、他の業者が移設及び接続調整業務を行うことは不可能であるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防指令システム保守業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
88,110,000円
- 7 契約内容
消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼働を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。
本委託業務については、現在稼働中の消防指令システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは平成24年度に株式会社日立製作所と契約し、京都市の地理特性等を踏まえた本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能であるため。
- 9 根拠法令
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,197,140円
- 7 契約内容
消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務については、現在稼働中の消防救急デジタル無線システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能にする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業については、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,035,750円
- 7 契約内容
多重無線回線の機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務については、現在稼働中の多重無線回線ネットワークの運用に支障を生じさせず、ネットワークの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防車両車載端末装置保守業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,312,800円
- 7 契約内容
車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検，障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防車両車載端末装置とは，消防車両（ポンプ車，はしご車，救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており，消防指令システムからの出動司令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には，災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され，迅速な現場到着及び災害対応，病院搬送のために最も重要となる装置の一つである。
本件は，消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し，性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。
当該システムは日本電気株式会社が開発しており，そのハードウェア及び制御プログラム等については，排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから，随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度消防指令システム中間更新事業業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年7月12日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）
361,438,000円
- 7 契約内容
平成24年度から整備を実施した現消防指令システム（以下「本システム」という。）の有寿命機器の交換，サポート期限を超過するOSの更新等による安定稼働及びシステム改修による機能向上について，本システムを停止することなく実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防指令システムは，平成24年度に株式会社日立製作所と契約し，京都市の地理特性等を踏まえた本市独自仕様として開発，製造したものである。
当該システムの間接更新については，同システムの有寿命機器の交換，サポート期限を超過するOSの更新等を実施するものであり，更新後の機器及びOSについて，現行のシステムが24時間安定して正常作動するよう互換性をもったものでなければならない。
消防指令システムの間接更新を確実に実施することができるのは，当該システムを開発，製造及び施工し，そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日立製作所のみである。
以上のことから，現行システムを構成した株式会社日立製作所以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから，同社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名
消防局消防学校技術指導課
- 3 契約締結日
令和3年7月8日
- 4 履行期間
令和3年8月24日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東栞尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
18,500,900円
- 7 契約内容
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義，臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり，講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型はしご自動車の分解点検（山科第2消防隊 京都800は1170）
- 2 担当所属名
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日
令和3年4月9日
- 4 履行期間
令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県三田市テクノパーク32番
株式会社モリタテクノス
- 6 契約金額（税込み）
29,303,670円
- 7 契約内容
大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定の設計業者にしか実施できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該車両の設計製造を担当した業者のメンテナンス部門の株式会社モリタテクノスに分解点検可能な業者は限定されるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型はしご自動車の分解点検（醍醐第2消防隊 京都800は1494）
- 2 担当所属名
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日
令和3年7月30日
- 4 履行期間
令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県三田市テクノパーク32番
株式会社モリタテクノス
- 6 契約金額（税込み）
31,772,180円
- 7 契約内容
大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定の設計業者にしか実施できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該車両の設計製造を担当した業者のメンテナンス部門の株式会社モリタテクノスに分解点検可能な業者は限定されるため
- 11 その他